

令和 7 年 1 月 23 日

「高校野球特別規則（2025 年版）」改正の要点解説

日本高等学校野球連盟
審判規則委員会

今年度、以下の 3 点について変更しました。

① 12. 「控え投手および既に試合に出場している投手の取り扱い」（一部削除）

公認野球規則の改正により、控え投手および既に出場している投手が、「準備投球」を開始してしまえば、その後に代打者が送られても、その投手はその時の打者に対して投球義務を果たさなければならないことになったため、これに合わせ、一部文言（「その打者に代打者が出た場合、または」）を削除しました。

② 18. 「負傷等の応急処置として、テープなどの使用」（一部改正）

規則のタイトルを「負傷等の応急処置として、テープやマニキュアなど保護剤の使用」に改正し、マニキュアの使用も「可」とした。ただし、投手が投球に影響を与えるものを「直接ボールに触れる箇所には使用できない」旨を追記しました。

③ 28. 「投手の投球制限」（高校野球特別規則<附記>から高校野球特別規則への改正）

投球制限検証ワーキンググループからの検証結果を踏まえ、2025 年から高校野球特別規則とすることとし、「28.」に追加しました。また、改正に伴い、高校野球特別規則<附記>の項番を繰り上げます。

以上